



山形県公報

平成19年11月9日(金)
第1891号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則.....(雇用労政課)...1423

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定.....(最上総合支庁福祉課)...1424
- 指定居宅介護支援事業者の指定.....(同)...同
- 指定介護予防サービス事業者の指定.....(同)...同
- 指定居宅サービス事業者の指定.....(置賜総合支庁福祉課)...1425
- 指定介護予防サービス事業者の指定.....(同)...同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(同)...同
- 争議行為を行う旨の通知.....(雇用労政課)...同
- 土地改良区の定款変更の認可.....(村山総合支庁農村計画課)...1427
- 土地改良区の管理規程の変更の認可.....(同)...同
- 県営土地改良事業計画の変更.....(同)...1428
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定.....(庄内総合支庁農村計画課)...同
- 道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)...同
- 県道の供用の開始.....(同)...1429
- 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁建設総務課)...同
- 同.....(庄内総合支庁建設総務課)...同

### 正 誤

## 規 則

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月9日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第103号

#### 山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則

山形県職業転換給付金支給規則(昭和41年12月県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第12条」を「第20条」に改め、同項第6号中「第1条第1項第7号イ(1)から(4)まで」を「第1条の4第1項第7号イ(1)から(4)まで」に改め、同項第9号中「第1条第1項第7号イ(4)」を「第1条の4第1項第7号イ(4)」に改め、同条第2項中「第1条第1項第7号イ(2)及び(4)」を「第1条の4第1項第7号イ(2)及び(4)」に改める。

第5条第2項中「50日」を「40日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、平成19年10月1日以降離職した者について適用する。

## 告 示

## 山形県告示第989号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年11月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地                       | 居宅サービスの種類 | 指定年月日     |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------|-----------|
| 株式会社ジャパンケアサービス山形<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | ハッピー新庄・デイサービスセンター<br>新庄市金沢1863番1号 | 通所介護      | 平成19.11.1 |
| 株式会社ジャパンケアサービス山形<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | ハッピー新庄・ヘルパーステーション<br>新庄市金沢1863番2号 | 訪問介護      | 同         |

## 山形県告示第990号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成19年11月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地                      | 指定年月日     |
|--------------------------------------|----------------------------------|-----------|
| 株式会社ジャパンケアサービス山形<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | ハッピー新庄・居宅介護支援事業所<br>新庄市金沢1863番2号 | 平成19.11.1 |

## 山形県告示第991号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年11月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地                       | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日     |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------|-----------|
| 株式会社ジャパンケアサービス山形<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | ハッピー新庄・デイサービスセンター<br>新庄市金沢1863番1号 | 介護予防通所介護    | 平成19.11.1 |
| 株式会社ジャパンケアサービス山形<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | ハッピー新庄・ヘルパーステーション<br>新庄市金沢1863番2号 | 介護予防訪問介護    | 同         |

## 山形県告示第992号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年11月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地                       | 居宅サービスの種類 | 指定年月日     |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------|-----------|
| 株式会社ジャパンケアサービス山形<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | ハッピー米沢・ヘルパーステーション<br>米沢市金池六丁目3番9号 | 訪問介護      | 平成19.11.1 |

## 山形県告示第993号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年11月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地                       | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日     |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------|-----------|
| 株式会社ジャパンケアサービス山形<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | ハッピー米沢・ヘルパーステーション<br>米沢市金池六丁目3番9号 | 介護予防訪問介護    | 平成19.11.1 |

## 山形県告示第994号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年11月9日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                               | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日     |
|--------------------------------------|-------------------------------------------|----------------|-----------|
| 株式会社ジャパンケアサービス山形<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | ハッピー米沢・ヘルパーステーション<br>米沢市金池六丁目3番地9号アジロテナント | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成19.11.1 |
| 特定非営利活動法人置賜自然と共育の村<br>米沢市大字口田沢3216番地 | かにの家<br>米沢市大字口田沢3216番地                    | 重度訪問介護         | 同         |

## 山形県告示第995号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成19年10月30日次のとおり通知があった。

平成19年11月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 事 件  
年末一時金等の要求に関する件
- 2 期 間

平成19年11月13日以降事件解決の日まで

## 3 場所

|                                |                    |
|--------------------------------|--------------------|
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立病院           | 鶴岡市文園町9番34号        |
| 庄内医療生活協同組合<br>本部               | 同 文園町9番3号          |
| 庄内医療生活協同組合<br>訪問看護ステーションきずな    | 同 日枝海老島159番1号      |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立歯科クリニック        | 同                  |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立リハビリテーション病院  | 同 上山添字神明前38番地      |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立大山診療所          | 同 大山二丁目26番3号       |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立三川診療所          | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9 |
| 庄内医療生活協同組合<br>総合介護センターふたば      | 鶴岡市双葉町13番45号       |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立病院附属クリニック      | 同 文園町11番3号         |
| 医療法人健友会<br>本間病院                | 酒田市中町三丁目5番23号      |
| 医療法人健友会<br>介護老人保健施設ひだまり        | 同                  |
| 医療法人健友会<br>のぞみ診療所              | 同 中町三丁目4番12号       |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションかがやき      | 同 中町三丁目3番18号       |
| 医療法人健友会<br>本間病院在宅介護支援センター      | 同 中町三丁目5番23号       |
| 医療法人健友会<br>本間病院ヘルパーステーション      | 同 中町三丁目3番18号       |
| 医療法人健友会<br>認知症対応型通所介護施設「楽楽」    | 同                  |
| 医療法人山容会<br>山容病院                | 同 高砂二丁目1番64号       |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院        | 山形市沖町79番1号         |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院     | 同 東原町一丁目12番26号     |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院           | 同 桜町7番44号          |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所    | 東村山郡中山町大字長崎3034番地  |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス | 山形市桜町4番10号         |
| 医療法人社団松柏会<br>桜町わかばクリニック        | 同                  |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ヘルパーステーション     | 同                  |

|                             |   |                 |
|-----------------------------|---|-----------------|
| 医療法人社団松柏会<br>地域包括支援センターかがやき | 同 |                 |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック    | 同 | 富神前48番5号        |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院         | 同 | 桜町2番68号         |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院         | 同 | 長町二丁目10番56号     |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院       |   | 天童市鎌田一丁目7番1号    |
| 医療法人二本松会<br>山形病院            |   | 山形市桜町2番75号      |
| 医療法人二本松会<br>上山病院            |   | 上山市金谷字下河原1370番地 |
| 医療法人二本松会<br>霞城メンタルクリニック     |   | 山形市城南町三丁目6番24号  |
| 医療法人二本松会<br>精神障害者地域生活支援センター | 同 | 城南町二丁目1番41号     |

## 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

## 山形県告示第996号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年11月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
村山北部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
尾花沢市大字尾花沢字南原1601番3
- 3 認可年月日  
平成19年10月30日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第997号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成19年11月9日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
村山北部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
尾花沢市大字尾花沢字南原1601番3
- 3 変更に係る管理規程の名称  
尾花沢新堰頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要  
かんがい期間及び取水量の項目の見直しを行ったもの

## 5 認可年月日

平成19年10月30日

## 6 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第998号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良（成生地区 一般農道整備事業）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月9日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営成生地区土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

天童市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成19年11月19日から同年12月18日まで

## 4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第999号

八沢川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成19年11月1日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月9日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

(1) 土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

(2) 八沢川土地改良区定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成19年11月19日から同年12月18日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第1000号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年11月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年11月9日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 道路の種類 国道

## 2 路線名 458号

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|------------------------|---|------|----------|---------|
| 東村山郡山辺町大字山辺字深堀1490番2から | 同 | 旧    | 31.0メートル | 575メートル |
| 三河42番1まで               |   |      | 4.6      |         |
| 同                      | 上 | 新    | 36.0メートル | 同上      |
|                        |   |      | 4.6      |         |

## 山形県告示第1001号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年11月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年11月9日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町三河1番1から  
同 42番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年11月9日

## 山形県告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成19年11月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年11月9日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-------------------|---|------|----------|---------|
| 南陽市大字漆山字小林2160番から | 同 | 旧    | 11.6メートル | 205メートル |
| 字上達2239番まで        |   |      | 3.0      |         |
| 同                 | 上 |      | 23.0メートル | 222メートル |
|                   |   |      | 7.0      |         |
| 同                 | 上 | 新    | 15.0メートル | 同上      |
|                   |   |      | 7.0      |         |

## 山形県告示第1003号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年11月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年11月9日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯田川羽前水沢停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区             | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長         |
|---------------|---|------|----------|------------|
| 鶴岡市大広字山崎2番2から |   | 旧    | 12.4メートル | メートル<br>45 |
| 同 みずほ28番5まで   |   |      | 7.4      |            |
| 同             | 上 | 新    | 14.7メートル | 同上         |
|               |   |      | 9.4      |            |

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤       |         | 正       |         |
|------------|------------|-----|-------|---------|---------|---------|---------|
| 平成16.10.27 | 号外(64)     | 22  | 下から41 |         | 18,900  | 18,900  |         |
| 同          | 同          | 48  | 下から11 | 121,737 | 121,737 | 0       |         |
| 同          | 同          | 同   | 同     | 59,000  | 59,000  | 180,737 | 121,737 |
| 同          | 同          | 同   | 同     | 0       |         | 59,000  | 59,000  |
| 同          | 同          | 60  | 下から27 |         |         |         |         |

誤

|        |  |   |  |
|--------|--|---|--|
| 17,484 |  | 0 |  |
|--------|--|---|--|

正

|  |  |        |        |
|--|--|--------|--------|
|  |  | 17,484 | 17,484 |
|--|--|--------|--------|

平成17.10.26 号外(54) 7 下から23

誤

|  |  |         |         |     |
|--|--|---------|---------|-----|
|  |  | 126,000 | 126,000 | 111 |
|--|--|---------|---------|-----|

正

|         |     |   |  |
|---------|-----|---|--|
| 126,000 | 111 | 0 |  |
|---------|-----|---|--|

同 同 32 下から5

誤

|        |        |  |
|--------|--------|--|
| 32,000 | 32,000 |  |
|--------|--------|--|

正

|        |  |        |
|--------|--|--------|
| 32,000 |  | 32,000 |
|--------|--|--------|

同 同 90 下から25

誤

|  |         |  |
|--|---------|--|
|  | 157,000 |  |
|--|---------|--|

正

|  |  |         |
|--|--|---------|
|  |  | 157,000 |
|--|--|---------|



平成18. 9. 8 号外(33) 26 下から49

誤

|        |         |         |  |
|--------|---------|---------|--|
| 48,763 | 230,033 | 131,646 |  |
|--------|---------|---------|--|

正

|  |        |         |         |
|--|--------|---------|---------|
|  | 48,763 | 230,033 | 131,646 |
|--|--------|---------|---------|

同 同 56 下から31

誤

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 3,850 | 8,400 |  |
|-------|-------|--|

正

|  |       |       |
|--|-------|-------|
|  | 3,850 | 8,400 |
|--|-------|-------|

平成19. 4. 1 号外(27) 3 下から22 診断部の項 診療部の項

同 同 同 下から16

|         |
|---------|
| 医療福祉相談係 |
|---------|

|  |
|--|
|  |
|--|

平成19年11月9日印刷  
平成19年11月9日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056